

現物給付の導入と対象年齢拡大など子どもの医療費助成制度改善を求める意見書

沖縄県におけるこどもの医療費無料化は全国の水準の後追いを続けてきました。平成 28 年 4 月 1 日現在、全国の市町村では通院無料で中学校卒業以上 1387 自治体、約 80%に達しています（厚労省調査）。これまで市町村がこどもの医療費無料化を現物給付（窓口負担なし）で拡大した場合、国保の補助金を減額するという罰則が存在しました。「これでは少子化対策に逆行するのではないか」と県社保協も昨年 12 月議会に対して「子どもの医療費助成への「罰則」廃止と国の制度化を求める陳情書」を提出し、県下 20 の市町村議会で意見書が採択されました。このような声にも押され、政府は「就学前に限り」現物給付に対する罰則を廃止しました。しかし、なぜ全廃しないのでしょうか。理解に苦しむところです。

いずれにせよ、「現物給付」実現へ全国的に歩みは確かです。沖縄県においても、「通院も中学卒業まで無料とする県の助成に関する請願」が県議会で平成 25 年 3 月に全会一致で採択されております。県議会決議の精神は「全員無料化」であり、「一部負担」「所得制限」「償還払い」などは決議の精神に反するものと考えます。

ところが、県がことし 9 月に発表した「こども医療費助成」見直し案はこれまで「外来窓口負担を 6 歳まで償還払い」で助成していたものを「6 歳まで現物給付」に置きかえたただけであり「一部負担金」廃止についても「検討」にとどまりました。

本市議会は県の案に対して、次の点から見直しを要請するものです。

- 1 現物給付導入自体は一步前進ですが、ペナルティを払ってでも導入している全国の市町村の水準から比べれば差が大きく、全国との対象年齢の格差縮小に寄与するものにはなっていません。県内で先行実施している自治体の負担と分かち合うためにも県の制度として年齢拡大に踏み込むべきです。
- 2 一部負担金は「無料化」の精神にも反し、こどもの貧困対策にも逆行するもので廃止すべきです。

「こどもの医療を受ける権利を保障し、心身共に健康にこどもたちが成長できるよう支援する」国の制度化を求めつつ全国に広がる動きにおくれるのではなく子育てナンバーワンの沖縄県実現へ英断を期待するものです。

記

- 1 国に対して、こども医療費無料制度の創設を求めること

- 2 平成 25 年県議会決議の精神に従い、国の制度化ができるまで沖縄県において
こども医療費助成制度の改善に取り組み、「中学校卒業まで」「所得制限なし」
「現物給付」での完全無料化を通院でも実現すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月25日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事